

## 第 3 類

## 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物

## 注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
  - (a) 第 01.06 項の哺乳類
  - (b) 第 01.06 項の哺乳類の肉（第 02.08 項及び第 02.10 項参照）
  - (c) 生きていない魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）並びに生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物で、食用に適しない種類又は状態のもの（第 5 類参照）並びに魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの（第 23.01 項参照）
  - (d) キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物（第 16.04 項参照）
- 2 この類において、「ペレット」とは、直接圧縮すること又は少量の結合剤を加えることにより固めた物品をいう。
- 3 第 03.05 項から第 03.08 項までには、粉、ミール及びペレットで、食用に適するものを含まない（第 03.09 項参照）。

## 総 説

この類には、直接食用、工業用（缶詰等）、ふ化用、観賞用等のもので提示されるすべての魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物を含む。これらは生きていますか又は死んでいるかを問わない。ただし、食用に適しない種類又は状態の、生きていない魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）又は生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物を含まない（5 類）。

「冷蔵」とは、物品を冷凍することなしに、物品の温度を通常 0 度付近まで温度を低下させることをいう。「冷凍」とは、物品を凍結点以下に冷却し、全体にわたって凍結させることをいう。

この類には、調製若しくは保存に適する処理をしていないか、又はこの類に記載した方法のみによって調製をし若しくは保存に適する処理をした食用の魚の卵及びしらこも含む。その他の方法によって調製をし若しくは保存に適する処理をし、又はキャビア若しくはキャビア代用物としてそのまま食するのに適した食用の卵及びしらこは、16.04 項に属する。

## この類と 16 類の物品の区分

この類の物品は、各項に規定する状態の魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物に限られる。この限りにおいて、これらは、切断、細断、粉碎等の処理がなされているかいないかを問わず、この類に属する。更に、この類の異なる項の物品を混合したもの又は組合せたもの（例えば、03.06 項の甲殻類と 03.02 項から 03.04 項の魚とを組み合わせたもの）も、この類に属する。

他方、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物を加熱による調理その他この類に記載しない方法により調製をし、若しくは保存に適する処理をしたものは、16 類に属する（例えば、単に、ころも（batter）又はパン粉でおおった魚の切身、加熱による調理をした

魚)。ただし、くん製の際に又はくん製の前に加熱による調理をしたくん製の魚、甲殻類、軟体動物、その他の水棲（せい）無脊椎動物及び単に蒸し又は水煮した殻付きの甲殻類は、それぞれ 03. 05 項、03. 06 項、03. 07 項及び 03. 08 項に属する。軟体動物で、開殻のためや輸送又は凍結に先立つ安定化のために必要な熱湯処理その他の熱衝撃（heat shock）のみを施したものは、調理したものとはみなされず、この類に属する。また、加熱による調理をした魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物から得られる粉、ミール及びペレットは、03. 09 項に属するので注意を要する。

また、この類の魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物は、たとえ気密容器に入れられたもの（例えば、くん製のさけの缶詰）であっても、この類に属することに注意すべきである。ただし、ほとんどの場合、このような容器に入れられた物品は、この類の各項に規定されている方法以外の方法で調製又は保存に適する処理をされており、したがってこれらの物品は 16 類に属する。

同様に、MA 包装（Modified Atmospheric Packaging）の方法により包装されたこの類の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物（例えば、生鮮又は冷蔵の魚）は、この類に属する。MA 包装では、物品を取り囲む空気は、置換又は調節されている（例えば、酸素を除去し窒素若しくは二酸化炭素で置換する、又は酸素量を減少させ窒素量若しくは二酸化炭素量を増加させる。）。

上記の除外規定のほか、次の物品もこの類に含まない。

- (a) 01. 06 項の哺乳類
- (b) 01. 06 項の哺乳類の肉（02. 08 及び 02. 10）
- (c) 魚のくず及び食用に適しない魚卵（例えば、釣餌に用いる塩蔵たらこ）（05. 11）
- (d) 食用に適しない魚、甲殻類、軟体動物及び水棲（せい）無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（23. 01）

### 03. 01 魚（生きているものに限る。）

－観賞用の魚

0301. 11－淡水魚

0301. 19－その他のもの

－その他の魚（生きているものに限る。）

0301. 91－ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）

0301. 92－うなぎ（アングイルラ属のもの）

0301. 93－こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）

0301. 94ーーくろまぐろ（トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス）

0301. 95ーーみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）

0301. 99ーーその他のもの

この項には、使用目的にかかわらず、すべての生きている魚を含む（例えば、観賞用の魚）。

この項の魚は、これらが生棲する自然の環境に類似した状態の中で生き続けられるよう、通常適当な容器（水槽等）に入れて輸送される。

\*

\* \*

号の解説

0301. 11 及び 0301. 19

「観賞用の魚」とは、生きている魚で、その色や形のために特に水槽に入れ、通常観賞に供されるものをいう。

### 03. 02 魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第 03. 04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）

ーさけ科のもの（第 0302. 91 号から第 0302. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。）

0302. 11ーーます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）

0302. 13ーー太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）

0302. 14ーー大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）

0302. 19ーーその他のもの

ーひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第 0302. 91 号から第 0302. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。）

0302. 21ーーハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）

0302. 22ーープレイス（プレウロネクテス・プラテサ）

0302. 23ーーソール（ソレア属のもの）

0302. 24ーーターボット（プセタ・マクシマ）

0302. 29ーーその他のもの

ーまぐろ（トゥヌス属のもの）及びかつお（カツオヌス・ペラミス）（第 0302. 91 号から

第 0302.99 号までの食用の魚のくず肉を除く。)

0302.31ーーびんながまぐろ (トゥヌス・アラルンガ)

0302.32ーーきはだまぐろ (トゥヌス・アルバカレス)

0302.33ーーかつお (カツオヌス・ペラミス)

0302.34ーーめばちまぐろ (トゥヌス・オベスス)

0302.35ーーくろまぐろ (トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス)

0302.36ーーみなみまぐろ (トゥヌス・マッコイイ)

0302.39ーーその他のもの

ーにしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、かたくちいわし (エングラウリス属のもの)、いわし (スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、ぐるくま (ラストレルリゲル属のもの)、さわら (スコムベロモルス属のもの)、まあじ (トラクルス属のもの)、ぎんがめあじ (カラックス属のもの)、すぎ (ラキュケントロン・カナドゥム)、まながつお (パンプス属のもの)、さんま (コロラビス・サイラ)、むろあじ (デカプテルス属のもの)、からふとししやも (マルロトゥス・ヴィルロス)、めかじき (クスイフィアス・グラディウス)、すま (エウティヌス・アフイニス)、はがつお (サルダ属のもの) 及びかじき (まかじき科のもの) (第 0302.91 号から第 0302.99 号までの食用の魚のくず肉を除く。)

0302.41ーーにしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)

0302.42ーーかたくちいわし (エングラウリス属のもの)

0302.43ーーいわし (スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)

0302.44ーーさば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)

0302.45ーーまあじ (トラクルス属のもの)

0302.46ーーすぎ (ラキュケントロン・カナドゥム)

0302.47ーーめかじき (クスイフィアス・グラディウス)

0302.49ーーその他のもの

ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの (第 0302.91 号から第 0302.99 号までの食用の魚のくず肉を除く。)

0302.51ーーコッド (ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)

0302.52ーーハドック (メラノグラナムス・アイグレフィヌス)

0302.53ーーコールフィッシュ (ポルラキウス・ヴィレンス)

0302.54ーーヘイク (メルルシウス属又はウロフェキス属のもの)

0302.55ーーすけそうだら (テラグラ・カルコグランマ)

0302.56ーーブルーホワイティング (マイクロメシスティウス・ポウタソウ及びマイクロメシスティウ

ス・アウストラリス)

0302. 59—その他のもの

—ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カンナ属のもの) (第 0302. 91 号から第 0302. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。)

0302. 71—ティラピア (オレオクロミス属のもの)

0302. 72—なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)

0302. 73—こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)

0302. 74—うなぎ (アングイルラ属のもの)

0302. 79—その他のもの

—その他の魚 (第 0302. 91 号から第 0302. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。)

0302. 81—さめ

0302. 82—えい (がんぎえい科のもの)

0302. 83—めろ (ディソスティクス属のもの)

0302. 84—シーバス (ディケントラルクス属のもの)

0302. 85—たい (たい科のもの)

0302. 89—その他のもの

—魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉

0302. 91—肝臓、卵及びしらこ

0302. 92—ふかひれ

0302. 99—その他のもの

この項には、生鮮又は冷蔵の魚を含む (全形であるか、頭を除去してあるか、内臓を除去してあるか又は骨若しくは軟骨付きの切身であるかないかを問わない。)。ただし、第 03. 04 項の魚のフィレその他の魚肉は含まない。この項の魚は、輸送中の一時的な保存のために、塩又は氷を加えて包装したもので、塩水をかけたものでもよい。

砂糖をわずかに加えた魚も、月桂樹の葉を数枚入れて包装した魚もこの項に属する。

魚体から分離された食用の魚のくず肉 (例えば、皮、尾、浮袋、頭、頭の半分 (脳、頬、舌、目、顎又は唇を有するか有しないかを問わない)、胃、ひれ、舌) や肝臓、卵及びしらこで、生鮮のもの又は冷蔵のものもこの項に属する。

\*  
\* \*

号の解説

0302. 92

0303. 92 号において、「ふかひれ」とは、さめの背びれ、胸びれ、腹びれ、しりびれ及び尾びれ下葉を含む。ただし、さめの尾びれ上葉はふかひれとはみなさない。

### 03. 03 魚（冷凍したものに限るものとし、第 03. 04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）

ーさけ科のもの（第 0303. 91 号から第 0303. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。）

0303. 11ーベにぎけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）

0303. 12ーその他の太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）

0303. 13ー大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）

0303. 14ーます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）

0303. 19ーその他のもの

ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）（第 0303. 91 号から第 0303. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。）

0303. 23ーティラピア（オレオクロミス属のもの）

0303. 24ーなまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）

0303. 25ーこい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）

0303. 26ーうなぎ（アングイルラ属のもの）

0303. 29ーその他のもの

ーひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第 0303. 91 号から第 0303. 99 号までの食用の

魚のくず肉を除く。)

0303. 31ーーハリバット (レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス)

0303. 32ーープレイス (プレウロネクテス・プラテサ)

0303. 33ーーソール (ソレア属のもの)

0303. 34ーーターボット (プセタ・マクシマ)

0303. 39ーーその他のもの

ーまぐろ (トゥヌス属のもの) 及びかつお (カツオヌス・ペラミス) (第 0303. 91 号から第 0303. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。)

0303. 41ーーびんながまぐろ (トゥヌス・アラルンガ)

0303. 42ーーきはだまぐろ (トゥヌス・アルバカレス)

0303. 43ーーかつお (カツオヌス・ペラミス)

0303. 44ーーめばちまぐろ (トゥヌス・オベス)

0303. 45ーーくろまぐろ (トゥヌス・ティヌス及びトゥヌス・オリエンタリス)

0303. 46ーーみなみまぐろ (トゥヌス・マッコイ)

0303. 49ーーその他のもの

ーにしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)、かたくちいわし (エングラウリス属のもの)、いわし (スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、ぐるくま (ラストレルリゲル属のもの)、さわら (スコムベロモルス属のもの)、まあじ (トラクルス属のもの)、ぎんがめあじ (カラックス属のもの)、すぎ (ラキュケントロン・カナドゥム)、まながつお (パンプス属のもの)、さんま (コロラビス・サイラ)、むろあじ (デカプテルス属のもの)、からふとししやも (マルロトゥス・ヴィルロス)、めかじき (クスイフィアス・グラディウス)、すま (エウティヌス・アフニス)、はがつお (サルダ属のもの) 及びかじき (まかじき科のもの) (第 0303. 91 号から第 0303. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。)

0303. 51ーーにしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)

0303. 53ーーいわし (スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)

0303. 54ーーさば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)

0303. 55ーーまあじ (トラクルス属のもの)

0303. 56ーーすぎ (ラキュケントロン・カナドゥム)

0303. 57ーーめかじき (クスイフィアス・グラディウス)

0303. 59ーーその他のもの

ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの (第 0303. 91 号から第 0303. 99 号までの食用の魚の)

くず肉を除く。)

0303. 63ーコッド (ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)
0303. 64ーハドック (メラノグラナムス・アイグレフィヌス)
0303. 65ーコールフィッシュ (ポルラキウス・ヴィレンス)
0303. 66ーヘイク (メルルシウス属又はウロフェキス属のもの)
0303. 67ーすけそうだら (テラグラ・カルコグランマ)
0303. 68ーブルーホワイティング (マイクロメシスティウス・ポウタソウ及びマイクロメシスティウス・アウストラリス)
0303. 69ーその他のもの  
ーその他の魚 (第 0303. 91 号から第 0303. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。)
0303. 81ーさめ
0303. 82ーえい (がんぎえい科のもの)
0303. 83ーめろ (ディソスティクス属のもの)
0303. 84ーシーバス (ディケントラルクス属のもの)
0303. 89ーその他のもの  
ー魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉
0303. 91ー肝臓、卵及びしらこ
0303. 92ーふかひれ
0303. 99ーその他のもの

この項の物品については、03. 02 項の解説の規定を準用する。

\*

\* \*

号の解説

0303. 92

0302. 92 号の解説の規定は、この項の物品にも準用する。

#### 03. 04 魚のフィレその他の魚肉 (生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)

ー魚のフィレ (ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 又はらいぎよ (カンナ



属のもの)のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

0304.31ーティラピア(オレオクロミス属のもの)

0304.32ーなまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)

0304.33ーナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)

0304.39ーその他のもの

ーその他の魚のフィレ(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

0304.41ー太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)

0304.42ーます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)

0304.43ーひらめ・かれい類(かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの)

0304.44ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの

0304.45ーめかじき(クスイフィアス・グラディウス)

0304.46ーめろ(ディソステイクス属のもの)

0304.47ーさめ

0304.48ーえい(がんぎえい科のもの)

0304.49ーその他のもの

ーその他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

0304.51ーティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カナ属のもの)

0304.52ーさけ科のもの

0304.53ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの

0304.54ーめかじき(クスイフィアス・グラディウス)

0304.55ーめろ(ディソステイクス属のもの)

0304.56ーさめ

0304.57ーえい(がんぎえい科のもの)

0304.59ーその他のもの

一魚のフィレ (ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 又はらいぎよ (カンナ属のもの) のもの) (冷凍したものに限る。)

0304.61 ーティラピア (オレオクロミス属のもの)

0304.62 ーなまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)

0304.63 ーナイルパーチ (ラテス・ニロティクス)

0304.69 ーその他のもの

一魚のフィレ (さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの) (冷凍したものに限る。)

0304.71 ーコッド (ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス)

0304.72 ーハドック (メラノグラナムス・アイグレフィヌス)

0304.73 ーコールフィッシュ (ポルラキウス・ヴィレンス)

0304.74 ーヘイク (メルルシウス属又はウロフェキス属のもの)

0304.75 ーすけそうだら (テラグラ・カルコグランマ)

0304.79 ーその他のもの

一その他の魚のフィレ (冷凍したものに限る。)

0304.81 ー太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)

0304.82 ーます (サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)

0304.83 ーひらめ・かれい類 (かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの)

0304.84 ーめかじき (クスイフィアス・グラディウス)

0304.85 ーめろ (ディソステイクス属のもの)

0304.86 ーにしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)

0304.87 ーまぐろ (トゥヌス属のもの) 及びかつお (カツオヌス・ペラミス)

0304.88 ーさめ及びえい (がんぎえい科のもの)

0304.89 ーその他のもの

一その他のもの (冷凍したものに限る。)

0304.91 ーめかじき (クスイフィアス・グラディウス)

0304.92 ーめろ (ディソステイクス属のもの)

- 0304.93ーーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カナナ属のもの）
- 0304.94ーーすけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）
- 0304.95ーーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（すけそうだら（テラグラ・カルコグランマ）を除く。）
- 0304.96ーーさめ
- 0304.97ーーえい（がんぎえい科のもの）
- 0304.99ーーその他のもの

この項には、次の物品を含む。

(1) 魚のフィレ

この項において、「魚のフィレ」とは、魚の背骨に対して平行に切られた肉のストリップで、魚の右側又は左側を構成するものをいい、頭、内臓、ひれ（背びれ、しりびれ、尾びれ、腹びれ、胸びれ）及び骨（背骨、ろっ骨、鰓蓋骨、あぶみ骨等）が取り除かれ、例えば、背部又は腹部で両側が継なぎ合わさっていないものをいう。

フィレがばらばらにならないように又はスライス作業を容易にするために、フィレに皮が残っている場合があるが、このような皮が付いていてもこれらの物品の所属には影響しない。同様に、ピンボーン（pinbones）その他の小骨が完全に除去されていなくても、その所属には影響しない。

小片に切られたフィレも、フィレとしてこの項に属する。

加熱により調理したフィレ及び単にころも（batter）又はパン粉でおおったフィレは、冷凍されているかいないかを問わず、16.04 項に属する。

- (2) その他の魚肉（細かく切り刻んであるかないかを問わない。）。すなわち、これは骨が除去された魚肉である。魚のフィレと同様に小骨が完全に除去されていなくても魚肉の所属には影響しない。

\*

\* \*

この項には、魚のフィレ及びその他の魚肉（細かく切り刻んであるかないかを問わない。）のうち、次の状態のもののみを含む。

- (i) 生鮮又は冷蔵のもの（輸送中の一時的な保存のために、塩若しくは氷を加えて包装してあ

るかないか又は塩水をかけてあるかないかを問わない。)

(ii) 冷凍のもの (冷凍のブロック状になって提示されるものがよくみられる。)

魚のフィレ及びその他の魚肉 (細かく切り刻んであるかないかを問わない。) で、砂糖をわずかに加えたものも、また、月桂樹の葉を数枚入れて包装したのもこの項に含まれる。

**03.05 魚 (乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。) 及びくん製した魚 (くん製する前には又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)**

0305.20 一魚の肝臓、卵及びしらこ (乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。)

一魚のフィレ (乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。)

0305.31 一 ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カナ属のもの)

0305.32 一 さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの

0305.39 一 その他のもの

一 くん製した魚 (フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。)

0305.41 一 太平洋さけ (オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)、大西洋さけ (サルモ・サラル) 及びドナウさけ (フコ・フコ)

0305.42 一 にしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)

0305.43 一 ます (サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)

0305.44 一 ティラピア (オレオクロミス属のもの)、なまず (パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの)、こい (クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ (アングイルラ属のもの)、ナイルパーチ (ラテス・ニロティクス) 及びらいぎよ (カナ属のもの)

0305.49 一 その他のもの

ー乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）

0305. 51ーーコッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）
0305. 52ーーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カナ属のもの）
0305. 53ーーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）を除く。）
0305. 54ーーにしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、ぐるくま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カラックス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）、まながつお（パンプス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカプテルス属のもの）、からふとししやも（マルロトゥス・ヴィルロス）、めかじき（クスイフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）
0305. 59ーーその他のもの
- ー塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けた魚（食用の魚のくず肉を除く。）
0305. 61ーーにしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）
0305. 62ーーコッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）
0305. 63ーーかたくちいわし（エングラウリス属のもの）
0305. 64ーーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カナ属のもの）
0305. 69ーーその他のもの
- ー魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉

0305.71—ふかひれ

0305.72—魚の頭、尾及び浮袋

0305.79—その他のもの

この項には、次の加工をした魚（全形のもの、頭のないもの、小片のもの、フィレのもの又は細かく切り刻んだもの）及び食用の魚のくず肉を含む。

（1）乾燥

（2）塩蔵又は塩水漬け

（3）くん製

塩蔵又は塩水漬けにより魚を調製する際に使用する塩には、亜硝酸ナトリウム又は硝酸ナトリウムが加えられていてもよい。魚を塩蔵する際に、砂糖を少量用いても、この項の魚の所属に影響を与えない。

上記（1）から（3）までの加工の二以上を施した魚（食用に適するものに限る。）はこの項に属する。

くん製の魚は、くん製の前又はくん製（温くん法）の際に、肉を部分的に又は全体的に加熱により調理するような熱処理を受けることがある。このような処理を受けた魚は、くん製の魚としての性格を失うような他の加工がなされていない限りこの項に属する。

この項の範囲内の方法で調製される主要な魚種は、いわし類、まぐろ、さば、さけ、にしん、コッド、ハドック及びハリバットである。

魚体から分離された食用の魚のくず肉（例えば、皮、尾、浮袋、頭、頭の半分（脳、頬、舌、目、顎又は唇を有するか有しないかを問わない）、胃、ひれ、舌）や肝臓、卵及びしらこで、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものもこの項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

（a）食用に適しない魚のくず肉（例えば、工業用に供する種類のもの）及び魚のくず（05.11）

（b）加熱により調理された魚（くん製の魚についての上記の規定を適用）及びその他の方法で調製された魚（例えば、油、食酢、マリネードで調製された魚）並びにキャビア及びキャビア代用物（16.04）

（c）魚のスープ（21.04）

\*

\* \*

号の解説

0305.71

0302.92号の解説の規定は、この項の物品にも準用する。

この号は、特に、皮をはいでないさめのひれを単に乾燥したもの及び温水につけたさめのひれの部分で、乾燥する前に皮をはぎ又は細かく切断したものを含む。

03.06 甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしたあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）

－冷凍したもの

0306.11－いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）

0306.12－ロブスター（ホマルス属のもの）

0306.14－かに

0306.15－ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）

0306.16－コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）

0306.17－その他のシュリンプ及びプローン

0306.19－その他のもの

－生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

0306.31－いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）

0306.32－ロブスター（ホマルス属のもの）

0306.33－かに

0306.34－ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）

0306.35－コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）

0306.36－その他のシュリンプ及びプローン

0306.39－その他のもの

－その他のもの

0306.91－いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）

0306.92－ロブスター（ホマルス属のもの）

0306.93－かに

0306.94－ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）

0306.95－シュリンプ及びプローン

0306.99－その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(1) 甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）

(2) くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）

(3) 殻付きの甲殻類で、蒸気又は水煮による調理をしたもの（一時的な保存剤が少量添加されているかいないかを問わない。）。これらは、また、冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けされていてもよい。

甲殻類の主なものは、ロブスター、いせえび、ざりがに、かに、シュリンプ及びプローンである。

この項には、また、甲殻類の部分（例えば、ロブスター又はざりがにの tails、かにのはさみ）を含む。ただし、殻付きでない甲殻類は、上記（1）に記載した方法以外の方法で処理をしてないものに限る。

この項には、次の物品を含まない。

(a) 03.08 項のうにその他の水棲（せい）無脊椎動物

(b) この項に規定してない方法で調製をし又は保存に適する処理をした甲殻類（部分を含む。）（例えば、殻を除いた甲殻類で水煮したもの）（16.05）

**03.07 軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及びくん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）**

－かき

0307.11－生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

0307.12－冷凍したもの

0307.19－その他のもの

－スキャロップ及びその他のいたやがい科の軟体動物

0307.21－生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

0307.22－冷凍したもの

0307.29－その他のもの

－い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）

0307.31－生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

0307.32－冷凍したもの

0307.39－その他のもの

－いか

0307.42－生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

0307.43－冷凍したもの

0307.49－その他のもの

－たこ（オクトプス属のもの）



0307.51—生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

0307.52—冷凍したもの

0307.59—その他のもの

0307.60—かたつむりその他の巻貝（海棲（せい）のものを除く。）

—クラム、コックル及びアークシェル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ばかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しゃこがい科又はまるすだれがい科のもの）

0307.71—生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

0307.72—冷凍したもの

0307.79—その他のもの

—あわび（ハリオティス属のもの）

0307.81—あわび（ハリオティス属のもの）（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

0307.82—そでぼら（ストロムプス属のもの）（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

0307.83—あわび（ハリオティス属のもの）（冷凍したものに限る。）

0307.84—そでぼら（ストロムプス属のもの）（冷凍したものに限る。）

0307.87—その他のあわび（ハリオティス属のもの）

0307.88—その他のそでぼら（ストロムプス属のもの）

—その他のもの

0307.91—生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

0307.92—冷凍したもの

0307.99—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(1) 軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻付であるかないかを問わない。）

(2) くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に調理をしてあるかないかを問わない。）

この項にはまた、開殻のためや輸送又は凍結に先立つ安定化のために必要な熱湯処理その他の熱衝撃（heat shock）のみを施した軟体動物を含む。

軟体動物の主なものには、かき、スキヤロップ（帆立貝）、い貝、いか、たこ、かたつむり、クラム、コックル、アークシェル、あわび及びそでぼらがある。

この項には、軟体動物の部分をも含む（ただし、上記の（1）又は（2）に記載した方法以外の方法で処理をしてないものに限る。）。

この項には、種がき（養殖用の小さいかき）（食用に適するものに限る。）を含む。

この項には、この項で規定してない方法で調製をし又は保存に適する処理をした軟体動物（例

えば、沸騰水中で調理し又は食酢で保存に適する処理をした軟体動物（16.05）を含まない。

**03.08 水棲（せい）無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）及びくん製した水棲（せい）無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）**

ーなまこ（スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの）

0308.11ー生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

0308.12ー冷凍したもの

0308.19ーその他のもの

ーうに（パラケントロトウス・リヴィドウス、ロクセキヌス・アルプス、エキヌス・エスクレントウス及びストロンギュロケントロトウス属のもの）

0308.21ー生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

0308.22ー冷凍したもの

0308.29ーその他のもの

0308.30ーくらげ（ロピレマ属のもの）

0308.90ーその他のもの

この項には、次の物品を含む。

(1) 水棲（せい）無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）

(2) くん製した水棲（せい）無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）

水棲（せい）無脊椎動物の主なものには、うに、なまこ及びくらげがある。

この項には、水棲（せい）無脊椎動物の部分（例えば、うにの卵巣や精巣）をも含む（ただし、上記の（1）又は（2）に記載した方法以外の方法で処理をしてないものに限る。）。

この項には、この項で規定してない方法で調製をし又は保存に適する処理をした水棲（せい）無脊椎動物（例えば、水煮し又は食酢で保存に適する処理をした水棲（せい）無脊椎動物（16.05））を含まない。

**03.09 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物の粉、ミール並びにペレット（食用に適するものに限る。）**

0309.10ー魚のもの

0309.90ーその他のもの

この項には、魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物から得た粉、ミール並びにペレットを含む（加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）。

魚の粉又はミールで、溶剤抽出法等により脱脂したもの又は加熱処理してあるもの（食用に適するものに限る。）は、この項に分類される。

この項には、食用に適しない魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎動物の粉、ミール並びにペレットを含まない（23.01）。